

公立大学法人高崎経済大学における競争的資金等の運営及び管理に関する規程

平成23年度  
規程第143号

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)を踏まえ、高崎経済大学(以下「本学」という。)における、競争的資金等の運営及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的資金等 国又は国が所管する独立行政法人等(以下「配分機関」という。)から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金
- (2) 研究者等 本学の専任教員その他の本学の競争的資金等の運営及び管理に関わるすべての者
- (3) 不正使用 実態とは異なる謝金等の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求、その他関係法令、競争的資金等の資金配分機関の定め及び本学の関係規程等に違反した研究費の使用

(責任体系)

第3条 理事長は、競争的資金等の運営及び管理に関わるものの責任の体系を明確にするため、本学に最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負うとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に対し、リーダーシップを発揮する者とし、学長をもってあてる。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、次に掲げる業務を行う者とし、研究担当副学長をもってあてる。

- (1) 不正使用を発生させる要因の把握
- (2) 不正防止計画並びにコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の策

定

(3) コンプライアンス推進責任者に対する不正防止計画並びにコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の実施の指示及び実施状況の確認

(4) 最高管理責任者に対する不正防止計画並びにコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の実施状況の報告

2 前項第2号による不正防止計画並びにコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の策定に関し必要な事項は、別に定める。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次に掲げる業務を行う者とし、学部長、研究科長及び事務局長をもってあてる。

(1) 不正防止計画並びにコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の実施

(2) 研究者等に対するコンプライアンス教育、定期的な啓発活動の実施及び実施状況の管理監督

(3) 研究者等に対する競争的資金等の運営及び管理の状況の確認並びに必要な応じた改善の指導

(4) 前3号における実施状況の確認並びに統括管理責任者への報告

(事務処理手続き及び使用に関するルール)

第7条 最高管理責任者は、競争的資金等に係る事務処理手続き及び使用に関するルール（以下「ルール」という。）を定め、明確かつ統一的な運用を図るとともに周知の徹底を行う。

(研究者等の意識向上)

第8条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正使用を防止するため、第6条第2号による啓発活動を定期的実施し、研究者等の意識向上を図るものとする。

2 統括管理責任者は、研究者等の行動規範を策定しなければならない。

3 研究者等は、第6条第2号によるコンプライアンス教育を受けなければならない。ただし、コンプライアンス推進責任者が当該教育を受ける必要がないと判断した者にあつては、この限りでない。

4 研究者等は、誓約書(様式第1号)を最高管理責任者に提出しなければならない。

5 前2項の義務を履行しない者にあつては、競争的資金等の運営及び管理に関わることができない。

(通報窓口の設置)

第9条 最高管理責任者は、競争的資金等に係る不正使用に関して、学内外からの通報に適切に対応するための窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

- 2 通報窓口及び不正使用に係る調査手続きに関し必要な事項は、別に定める。  
（競争的資金等不正防止推進委員会の設置）

第10条 最高管理責任者は、不正防止計画並びにコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定及び実施する部署として、学内に競争的資金等不正防止推進委員会を設置する。

- 2 競争的資金等不正防止推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。  
（内部監査部門の設置）

第11条 最高管理責任者は、競争的資金等に係る不正使用の発生可能性を最小にするため、学内に内部監査部門を設置し、モニタリング及び監査を実施する。

- 2 内部監査部門は、不正使用発生要因に応じた内部監査を実施するとともに競争的資金等の運営及び管理体制の不備の検証を行う。
- 3 内部監査部門に関し必要な事項は、別に定める。  
（監事との連携）

第12条 最高管理責任者は、本学における競争的資金等の不正防止のため、監事と連携し、適切な情報提供を行う。

- 2 監事は、本学における競争的資金等の不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認し、意見を述べるものとする。
- 3 監事は、特に、前条第1項に規定するモニタリング及び監査により明らかになった不正発生要因の不正防止計画への反映状況並びに不正防止計画の実施状況について確認し、意見を述べるものとする。
- 4 監事は、前2項の結果について、理事会に報告するものとする。  
（庶務）

第13条 この規程に定める競争的資金等の運営及び管理に関する庶務については、研究グループ研究支援チームにおいて処理する。  
（改廃）

第14条 この規程の改廃は、教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

## 附 則

この規程は、平成23年12月15日から施行し、平成23年4月1日から適用す

る。

附 則（平成25年3月13日第104号）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月8日第5号）

この改正は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（令和3年10月6日第7号）

この改正は、令和3年10月6日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

誓 約 書

年 月 日

高崎経済大学

学長

様

部局等名

職 名

氏 名

\*自署にて記入をお願いします。

私は、高崎経済大学（以下、「本学」という。）における競争的資金等の運営及び管理に当たり、下記事項を遵守いたします。

記

- 1 本学及び配分機関が定める規則、規程等を遵守すること。
- 2 不正を行わないこと。
- 3 規則、規程等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的責任を負担すること。